

借受者を募集する施設の概要

函館港暫定マリーナ施設																							
担当部局	港湾空港部管理課（電話 0138-21-3487）																						
所在地	函館市弁天町20番185ほか13筆																						
目的	当該施設は、平成21年3月に整備されたマリーナ施設ですが、現状では、マリーナとしての機能が十分ではなく、今後、段階的に整備していく計画もあることから、引き続き、暫定マリーナと位置付けることとしました。 今回の公募は、当該施設の借受者を募集し、選定された借受者の自主性や創意工夫を活かした効率的運営により、既存の施設利用者（以下「ユーザー」という。）に提供するサービスを継続するとともに、将来の公共マリーナ供用に向けて、その管理運営体制を充実させていくことを目的としています。																						
事業概要	暫定マリーナの管理運営																						
供用時間等	供用期間：1月1日から12月31日まで（通年） 供用時間：午前0時から午後12時まで（24時間） 上記供用期間および供用時間中、職員が常駐しなければならないものではありません。																						
施設概要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">駐車場</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">2, 916㎡</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td style="text-align: right;">712㎡</td> </tr> <tr> <td>斜路・メンテナンスヤード</td> <td style="text-align: right;">2, 270㎡</td> </tr> <tr> <td>陸揚場</td> <td style="text-align: right;">868㎡</td> </tr> <tr> <td>ボートヤード</td> <td style="text-align: right;">2, 018㎡</td> </tr> <tr> <td>浮棧橋（標識灯等の附属設備含む）</td> <td style="text-align: right;">7基</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td style="text-align: right;">529m</td> </tr> <tr> <td>門扉（歩行者用・車両用）</td> <td style="text-align: right;">各2基</td> </tr> <tr> <td>照明灯</td> <td style="text-align: right;">3基</td> </tr> <tr> <td>給水設備</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>許可水域</td> <td style="text-align: right;">15, 853㎡</td> </tr> </table>	駐車場	2, 916㎡	通路	712㎡	斜路・メンテナンスヤード	2, 270㎡	陸揚場	868㎡	ボートヤード	2, 018㎡	浮棧橋（標識灯等の附属設備含む）	7基	フェンス	529m	門扉（歩行者用・車両用）	各2基	照明灯	3基	給水設備	一式	許可水域	15, 853㎡
駐車場	2, 916㎡																						
通路	712㎡																						
斜路・メンテナンスヤード	2, 270㎡																						
陸揚場	868㎡																						
ボートヤード	2, 018㎡																						
浮棧橋（標識灯等の附属設備含む）	7基																						
フェンス	529m																						
門扉（歩行者用・車両用）	各2基																						
照明灯	3基																						
給水設備	一式																						
許可水域	15, 853㎡																						
借受者が行う管理運営業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 暫定マリーナの管理運営に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の配置および研修等に関する業務</li> <li>○ 除雪に関する業務</li> <li>○ 清掃に関する業務</li> <li>○ 警備、巡回等に関する業務</li> </ul> </li> <li>2 暫定マリーナおよび附属施設の維持管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設・設備に係る修繕業務</li> <li>○ 施設・設備に係る点検業務</li> </ul> </li> <li>3 その他の業務に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 函館市に提出する書類の作成等庶務経理業務</li> <li>○ 災害時および事故発生時の対応に関する業務</li> </ul> </li> </ol>																						
管理運営経費	借受者は、ユーザーが支払う施設の使用料を自らの収入とし、暫定マリーナの管理運営に必要な施設の貸付料および占使用料を函館市に支払うほか、施設・設備等の管理に要する経費に充てることとなる。																						
条例等	函館市港湾施設管理条例および同条例管理規則 函館市財産条例および同条例施行規則 港湾法、同法施行令および同法施行規則																						
現借受者	株式会社マリンプラザ伊藤																						